

## 葉山町個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)に対するパブリックコメント(意見募集)の実施結果について

NO	分類	ご意見	町の対応
1	個人情報	<p>文科省の元事務次官前川氏が現役時代に出会い系バーに出入りしていたと内閣府が報道機関に話したことは、個人情報保護法に触れないのか？</p> <p>地方自治体の場合、上記法に基づき条例が定められているが、仮に、町が町職員OBの在職中の離婚・再婚歴を議員や町民に提供した場合、法及び条例に触れないのか？</p> <p>これ等は違法、条例違反行為となる条例でなければおかしい。</p>	<p>町が町職員OBの私生活に関する情報を議員や町民に提供することは、今回の改正の前後を問わず個人情報保護条例に違反することになると考えられます。町職員を含め、個人に関する情報を外部に提供することは、個人情報保護条例において、①法令又は条例の根拠がある場合、②本人の同意がある場合、③個人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合、④出版、報道等により公にされている場合又は⑤審査会の意見を聴いた上で必要があると認められる場合を除き、制限しているところです。</p>
2	その他	<p>今回の条例改正は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図るためとしているが、逆に情報提供側の判断で本条例を盾に情報非開示が進み行政情報の情報公開を阻害する恐れがある。</p> <p>このあたりを条例改正で明確化して頂きたい。</p> <p>町側が条例違反の情報提供した場合の罰則規定がほしい。</p>	<p>情報公開制度における個人に関する情報の保護は、情報公開条例の規定により行われ、個人情報保護条例の規定は適用されないため、今回の条例改正が情報公開制度に影響することはありません。</p> <p>町側が条例違反の情報提供をした場合の罰則規定については、今後の課題とさせていただきます。</p>
3	要配慮個人情報	<p>(要配慮個人情報を)慎重に取り扱うこととは、該当個人情報については非開示とするのか、当該者に確認し当該者の意思を尊重するのか、又は、行政担当者の判断なのか。</p>	<p>要配慮個人情報の取扱いは、①法令又は条例の規定がある場合、②本人の同意がある場合又は③町の事務事業のため要配慮個人情報を取り扱うことが必要であるとして審査会の承認を得た場合に限り認められます。要配慮個人情報を対象として情報公開請求があったときは、情報公開条例において非公開情報としている「個人に関する情報」に該当するため、非公開となります。</p>
4	要配慮個人情報	<p>Q1:町民の賛成・反対が明確に分かれる町の施策に対し、財政的見地から施策執行差し止め住民監査請求や議会への陳情に対し、誰が請求したのかの問い合わせの場合は(要配慮個人情報に)相当するのか。</p> <p>Q2:行政情報の情報公開請求者、パブリックコメントへの意見提出者および審議会委員公募等の公募者の氏名の問い合わせの場合は(要配慮個人情報に)相当するのか。</p> <p>Q3:執行猶予付き有罪判決を受けた職員、副町長、町長、教育長、および議員に対する調査、具体的には考査委員会や議会特別調査委員会の議事録の公開は相当するのか。</p>	<p>A1:要配慮個人情報に該当しませんが、情報公開請求があったときは、情報公開条例において非公開情報としている「個人に関する情報」に該当するため、非公開となります。</p> <p>A2:要配慮個人情報に該当しませんが、情報公開請求があったときは、情報公開条例において非公開情報としている「個人に関する情報」に該当するため、非公開となります。</p> <p>A3:執行猶予付き有罪判決を受けた事実は、一般的には犯罪の経歴として要配慮個人情報に該当します。考査委員会及び議会特別調査委員会の議事録は、その内容に応じて公開の可否を判断することになります。</p>

5	不開示情報	<p>Q1:だれが、何を根拠に他の個人や法人の利益を害するおそれがある(不開示情報)と判断するのか。</p> <p>Q2:特定の個人が識別される個人に、公人(町長、副町長、教育長、職員、議員)も含まれるのか。</p>	<p>A1:開示請求を受けた実施機関(審査請求があったときは個人情報保護審査会、取消訴訟が提起されたときは受訴裁判所)が、開示請求に係る個人情報の内容を精査して不開示情報に該当するか判断します。</p> <p>A2:条例上、町長、副町長、教育長、職員、議員は、個人に該当します。ただし、当該個人が公務員であり、かつ、職務遂行に係る情報である場合には、公務員の職及び職務遂行の内容については、不開示情報とはなりません。</p>
6	要配慮個人情報	<p>地方自治体条例である葉山町条例では、個人の</p> <p>(1) 思想、信条及び宗教</p> <p>(2) 人種及び民族</p> <p>(3) 犯罪歴</p> <p>(4) 社会的差別の原因となる社会的身分</p> <p>について、第6条(取り扱い条件)で収集や利用を認めていなかったが、“慎重に取り扱う”と改正するとすると、考えようによっては取り扱いができる。</p> <p>これは、国は「行政機関個人情報保護法」で制限がないので個人の政治的活動や犯罪歴を収集利用できるのと同じ権力を地方自治体が持つことになる。</p> <p>きわめて危ない条例改正と言える。</p> <p>例えば、よくある環境保護活動や行政監視活動をしている町民の素行を町が調査し、個人情報として利用が認められるようなことが考えられる。</p> <p>現条例の具体的に第6条の“慎重に取り扱う”との改正内容が解らないが、ちょっと危ない改正ではないか。</p> <p>地方自治体条例にはなじまないと思う。</p>	<p>今回の条例改正は、第6条により取り扱うことが制限される個人情報の範囲を、法律における要配慮個人情報と一致させ、取り扱うことができる場合を①法令又は条例の規定がある場合、②本人の同意がある場合又は③町の事務事業のため要配慮個人情報を取り扱うことが必要であるとして審査会の承認がある場合に限定するものです。①の場合は国会又は議会、③の場合は審査会による審議を経ることから、恣意的な取扱いは排除されるものと考えます。</p>
7	その他	<p>当条例一部改正はいつ施行ですか。</p>	<p>公布の日から施行することを予定しています。</p>
8	要配慮個人情報	<p>町にとって煩わしく感じる団体、たとえば自然保護団体や行政の監視団体に圧力をかける手段に使われる恐れを危惧する。</p>	<p>自然保護団体や行政の監視団体により行われる自然保護、行政監視の活動は、条例にいう要配慮個人情報に該当しません。</p>